

民設民営放課後児童クラブ事業新規参入の流れとポイント

新規参入の流れ

民間事業者が放課後児童クラブ事業に新規参入する場合に関して、放課後児童クラブの運営に詳しい専門家が一連の流れを紹介します。



放課後児童クラブ運営アドバイザーの萩原和也です。それでは異業種による初めての参入を例にフローチャートで示してみましよう。

1 事業者内の意思統一・理念の確認

「どのように子どもと関わる施設を作りたいか」の概念を具体的に固めましよう。特定の事業内容に偏らないように「自分たちならではの育成支援の理念」の確立が大切です。

2 情報収集・調査、市町村との調整・相談

公募を利用する場合：

市町村がホームページで公表する公募情報をこまめにチェック。条件が合う場合には公募申請を考えましよう。市町村に放課後児童クラブの新設・増設の計画があるか情報を収集しましよう。

公募を利用しない場合：

利用ニーズがあるかをチェック。チェックには地域の放課後児童クラブの利用者数や待機児童数が参考になります。

3 申請・物件確保

公募の場合：

応募書類を作成、期限内に提出します。不明な点は必ず市町村担当課に確認しましよう。市町村によって対象となる補助金メニューが異なるので必ず確認しましよう。事業計画が大きく左右されます。物件を確保する必要がある場合は物件探しが成否のカギを握ります。公募の場合、放課後児童健全育成事業又は類似事業の「過去の実績」が応募要件になる場合があります。

非公募の場合：

放課後児童クラブが必要な地域、学区について市町村から情報を得る過程で、市町村が民設放課後児童クラブの設置を歓迎する地域の物件を探して確保のめどをつけ、物件情報と合わせて市町村に提案しましよう。補助金については公募の場合と同様です。



「物件の確保」が最重要です。子どもの人数に見合った専用区画を備えた施設を用意してからが実際のスタートです。

物件確保の情報は23ページ

4 開設決定～事業内容決定、職員・スタッフの確保

開所・閉所の時間など事業運営内容に関して取りまとめましよう。放課後児童クラブを運営するには放課後児童支援員資格を有する人を配置することが原則、必須です。令和8(2026)年度以降に開所する放課後児童クラブの場合は、「日本版 DBS」を視野に入れた職員採用が必要となる場合があります。



日本版 DBS の認定事業者になることを視野に入れる場合はこども性暴力防止法が定める特定性犯罪の前科が無いことを求人応募者に確認することが大切です。

5 地域への説明

地域の方々に丁寧に説明し事業実施について理解を求めましよう。説明が遅れると設置開設までに時間を要する可能性があり、事業の先行きが不透明となります。使用する物件によってはリフォームする必要がありますが、工事の際のトラブルは案外多いもの。工事着手前に近隣へのあいさつは済ませましよう。リフォームには補助金を活用できる場合がありますので市町村に必ず相談を。

6 入所希望児童の受付及び入所手続き

開設の数か月前から取り組みが必要です。保護者向けの説明会を重ねて周知に努めましよう。必ずしも年度初めの開設が求められるわけではありません。多くの家庭に入所を検討してもらえよう、早めの周知が重要です。



入所希望児童の受付方法は、放課後児童クラブで直接受付をしたり、市町村で受付をしたり、市町村によって異なります。必ず市町村に確認しましよう。

7 職員への研修

採用した職員に対しては、放課後児童クラブや育成支援に関する理解を高める研修が必要です。同時に、放課後児童クラブの運営に関する事業目標や事業内容をしっかり理解してもらうことが肝心です。雇用労働契約の丁寧な説明も忘れずに。開設前に急に職員が離職してしまつては一大事です。なお、放課後児童支援員の認定資格研修受講に関しては市町村と十分に協議、確認してください。事業者が職員の研修計画を定めている場合は、認定資格研修受講前であっても放課後児童支援員としてみなされる場合があります。



「放課後児童クラブ運営指針」などを用いて育成支援に関して職員の理解を深めましよう。

8 開設

Q. 放課後児童クラブの開設にはどのくらいの時間がかかりますか？

A. 物件の確保がすぐにできれば、全くの新規参入でも1年程度、すでに参入経験済みなら半年ぐらいで開設できる可能性はあります。

民間事業者が放課後児童クラブを設置、開設するには



ここでは民間事業者が所有している施設を活用して放課後児童クラブに参入する場合を解説します。



1. 市町村と調整のうえ、民設民営放課後児童クラブを設置、開設する

既存の施設を活用して放課後児童クラブを設置しようとする場合、当該施設について「物件確保～施設の立地、環境」（23ページ）の基準に合致するかどうか確認する必要があります。また、施設が既にあることから立地場所は限定されるため、市町村による公募が当該地域で行われるとは限りません。そのため、公募によらない民設民営の放課後児童クラブの設置となる場合があります。

公募によらずに設置する場合、**設置はできても補助金の対象とならない可能性がある**ことから、市町村の担当課との調整は不可欠です。

2. 市町村が実施する公募に応募する

放課後児童クラブに対する保護者のニーズが高い場合、放課後児童クラブを新設するために市町村が運営等を公募して事業者を選定することがあります。ニーズがあることは分かっており、市町村との連携も取りやすいことから民間事業者の放課後児童クラブ新規参入のルートとしては最も手掛けやすいルートと言えます。

なお、公設の放課後児童クラブの運営を民間に任せる場合にも公募による事業者の選定が行われることが多く、その場合は全国各地で放課後児童クラブ運営を行っている民間事業者も参加することもあります。公募の情報は市町村のホームページに公開されることが多いので、公募による参入を検討する場合は、ホームページの確認を常に行うことが必要です。

3. 既存の放課後児童クラブの運営を引き受ける

保護者や、保護者が中心の非営利法人が運営に関わっている放課後児童クラブは運営面での負担の重さから運営を断念する場合があります。その際に運営を引き受けることができる機会が生じます。埼玉県には、保護者が運営に関わっている形態の放課後児童クラブが多いので、このようなケースも時折見られます。ただし、保護者など任意団体が運営する民設民営放課後児童クラブの数は多くありません。



放課後児童クラブの運営について

Point !

補助金交付には各種の基準を欠かさず守ることが肝要

民設民営放課後児童クラブは運営母体となる民間事業者の事業目的によってその運営の方法は様々です。放課後児童クラブである限り、有資格者の配置基準や児童1人あたりのスペースなど、設備や運営面における種々の基準に従うことが必要です。

物件確保～施設の立地、環境

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では設備の基準を定めています。

第9条

放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

適正規模とされる40人のこどもを受け入れる場合には、最低でも66㎡（約20坪）の広さの専用区画（＝こどもが過ごす区域）が必要になります。



専用区画のほかにも、職員の事務所やトイレ、備品収納スペースなどを設けると最終的には130㎡（約40坪）近いスペースの確保が必要でしょう。既存の施設を持たない民間事業者がこれらを満たす場所を確保するのは困難が伴います。立地も必ずしも駅に近い必要はないですが、退勤した保護者が帰宅途中に放課後児童クラブに立ち寄ってこどもを迎えに行く場合に通いやすい場所にする利便性が高まります。車を使う保護者もいるので、送迎時に保護者が利用する駐車スペースを確保することも考えなければなりません。



開設決定～開所時間・開所日数

Point !

保護者の利便性などを踏まえて検討を

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では放課後児童クラブの開所時間と開所日数についてそれぞれ以下のとおり定めています（第18条）。

【開所時間】

- ・授業のある日：1日につき3時間
- ・授業のない日：1日につき8時間

【開所日数】

年間250日以上（原則）

「開所時間」とは、「児童を受け入れることができる時間」を指しており、児童が実際に利用可能な時間、一般的には学校の授業が行われていない時間で、各クラブの運営規程等で定められます。この開所時間を満たしていた日数を「開所日数」とし、開所時間を満たさずに閉所した場合は開所日数には含まれません。

(天災等やむを得ない事由がある場合を除く)



以前は平日なら午後6時30分頃まで、長期休業中は午前8時頃から午後6時30分頃まで開所している放課後児童クラブが多かった印象ですが、保護者の就労状況の変化とともに平日は午後7時過ぎまで、長期休業中は午前7時頃から午後7時過ぎまで開所しているところも増えてきています。保育所と同様に土曜日に開所している放課後児童クラブもあります。



開設決定～利用料

保護者が負担する料金（保育料や利用料、保護者負担金など地域や運営事業者によって名称は様々）は、原則としてその地域の市町村の定めに従うことから、市町村の利用料金に関する考え方を事前に確認しておく必要があります。



利用料については、同一地域にある公設放課後児童クラブと同一の利用料金としている場合もあれば、民設放課後児童クラブについては運営する民間事業者が独自に利用料金を設定している場合もあるようです。



職員の確保～配置基準

Point !

放課後児童クラブには放課後児童支援員の配置が原則必須

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（12ページ）でも説明したとおり、放課後児童クラブには支援の単位ごとに「放課後児童支援員」を原則、2人以上配置することになっています（実際には各市町村の条例等で基準を規定）。ここでいう「配置」とは、単に事業者が放課後児童支援員を雇用しているだけでなく、「開所時間中に放課後児童支援員が放課後児童クラブの現場で勤務していること」です。配置されていない場合は開所日として扱うことはできません。



配置基準を満たしていないと、実際に放課後児童クラブで児童を保育していても開所日として扱えなくなり、場合によっては補助金の基準額が下がったり、補助金の対象外になったりする場合があります。



職員の確保～放課後児童支援員と補助員

Point !

ただし、放課後児童支援員のうち1人は補助員でも可

放課後児童支援員は、国が定めた基準に基づき、都道府県が実施する研修を修了することで得られる資格です。放課後児童支援員の研修（放課後児童支援員認定資格研修）は、保育士や教員免許を有している者、現場で一定の経験を積んだ者などが受講可能です。埼玉県は毎年、県内各地でこの認定資格研修を実施しています。この資格を持たない者は補助員となります。なおパート職員であっても放課後児童支援員資格を有する者は放課後児童支援員としてカウントすることは可能です。市町村は条例で放課後児童支援員の配置について定めており、その多くが「1つの支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置する。ただしその1人は補助員に代えることができる」との内容になっていますが、放課後児童クラブを設置する場合には市町村の条例を必ず確認してください。

職員の確保～常勤職員

常勤職員とは、放課後児童クラブを運営する事業者が定める時間すべてを勤務している者を指します。特定の勤務時間や出勤日数をこなしている職員を自動的に指すものではありませんが、放課後児童クラブ運営指針では、「こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。」とされています。

また、こうした観点からこども家庭庁の通知では、放課後児童支援員及び補助員について、1～2日程度の短期の雇用（いわゆるスキマバイト）を、長期かつ継続的に繰り返すことは、放課後児童クラブの運営に当たって、望ましくないものとされています。なお、常勤職員の配置の有無が交付要件となっている補助金があるので注意が必要です。

放課後児童クラブでの一日の流れ（例）

学校授業日（平日）	小学校休業日（夏休み等）
14:00頃 下校・来所 宿題、課題	7:00～8:00頃 来所
15:00 おやつ（ある場合） 自由遊び・体験プログラム	9:00～12:00 自由遊び・宿題・課題学習
16:00～18:00 体験プログラム （学習・プログラミング・運動等）	12:00～13:00 昼食
18:00～19:00 お迎え・帰宅	13:00～18:00 体験プログラム・おやつ 自由遊び等
	18:00～19:00 お迎え・帰宅

送迎

民設民営放課後児童クラブは複数の小学校を対象に子どもを受け入れることもあり、その場合、送迎サービスが必要になる場合があります。送迎にかかる費用を対象とした国の補助金が活用できます。



学年によって下校時間が異なったり、短縮授業で普段より下校が早かったりするので、送迎に限らず学校との連携は重要です。



おやつ、昼食、夕食

放課後児童クラブにおやつや昼食の提供義務はありませんが、おやつは、「放課後児童クラブ運営指針」で、「補食」と位置付けられるとともに気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きがあるとされていることで、提供する放課後児童クラブが一般的です。おやつは専門業者から購入したり、ネットスーパーを利用したりして確保します。施設内に調理施設を設けて、職員が調理して提供することもあります。



放課後児童クラブにおけるおやつは子どもの楽しみ
(山手ジュニア学童クラブ川越本部校)

夏休みなど長期休業中の昼食提供についても保護者支援の目的で弁当の宅配手配等を行う放課後児童クラブが増えています。子どもの受入時間が夜間に及ぶ場合、追加サービスとして夕食を提供する放課後児童クラブもあります。

なお、中には食物アレルギーがある児童もいます。職員は食物アレルギーに関する知識を理解するとともに、緊急対応に備えて準備します。放課後児童クラブが児童を受け入れる時には、全ての児童のアレルギーの有無を利用開始前までに調査することが必要です。このため、保護者との情報の共有が大切です。また、衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止にも努めます。

宿題、勉強、学習支援

Point!

放課後児童クラブである限り、勉強や学習支援は従たる事業

放課後児童クラブは、「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ること」を目的としていることから、学習支援や特定のプログラムに特化したサービスを提供する施設は含まれません。ただし日々のスケジュールにおいて、宿題をする時間を確保する分には全く問題なく、子どもの育成支援を土台にしたスケジュールの上に勉強、学習支援の時間を設けることも妨げられません。最終的には市町村の判断次第です。

どの程度のサービス内容であれば許容されるかは、事業を開始する前に市町村とよく協議、確認しておくことが肝要です。あくまでも「放課後児童健全育成事業」であり、民間事業者それぞれのサービスを活用するのは、育成支援をしっかりと行っているという土台の上の付加価値的なサービスである、という理解が必要です。

保護者との関係

「放課後児童クラブ運営指針」では、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う、とされています。そのため放課後児童クラブは常に保護者と密接な連携を取り、放課後児童クラブにおける児童の様子を伝え、児童に関する情報を家庭と共有することで、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるように支援することが必要です。保護者との連絡には「アプリ」などのICTを活用する放課後児童クラブもあります。



いわゆる「保護者会」は必ず設置しなければならないものではありません。ただし、保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブには求められています。



プラス1

事業の廃止・休止

放課後児童健全育成事業を廃止または休止しようとするときは、あらかじめ内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければなりません。
(児童福祉法第34条の8第4項)

児童福祉法施行規則（第36条の32の7）

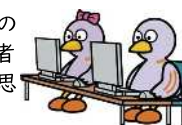
法第34条の8第4項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

放課後児童健全育成事業を廃止または休止すると、利用していた児童や保護者にとって大きな影響が出ます。事業を廃止または休止しようとする際は事前に各市町村の担当課と連携を取ってください。

Q. 民設民営放課後児童クラブの運営は難しいのですか？

A. 利用者に満足される運営内容を実施することが大切です。そのためには利用者アンケートを行うことなどで、具体的な利用者のニーズを把握しておくことが重要です。子どもが行きたいと思う施設になるよう常に運営内容の向上に取り組みましょう。



民設民営放課後児童クラブ設置運営事業者のリアル

民設民営の放課後児童クラブ事業に先行して取り組む埼玉県内の事業者には、運営の現状と参入時の経緯、今後の課題などについて取材しました。ここでは、学習塾などを手がける山手学院が運営する山手ジュニア学童クラブ、スポーツクラブなどを手がけるサンラインスポーツクラブが運営するGENKIっこクラブ、専門学校を手がける鳥海学園が運営する鳥海学園放課後児童クラブの取組を紹介します。

民設民営放課後児童クラブ設置運営者インタビュー



学校のような雰囲気でもやっぱり学童、子どもたちはリラックス

山手ジュニア学童クラブ (川越本部校)

JR川越駅近くに位置する川越本部校では、川越市内3小学校から児童を受け入れています。子どもたちは放課後になると順次来室し、生活と学びの両面を支える環境の中で時間を過ごしています。あずかり時間は、学校がある日は下校時刻から19時まで、長期休業期間中は8時から19時までで、共働き世帯の生活時間に対応した運営体制を整えています。山手学院の下村秀一学院長に放課後児童クラブ参入のエピソードなどをお伺いしました。



株式会社山手学院 学院長 下村秀一氏

<施設概要>

運営施設数 : 18クラブ (うち放課後児童健全育成事業3クラブ)
在籍児童数 : 608名 (うち放課後児童健全育成事業3クラブ: 238名)
あずかり時間 : 学校がある日 下校時刻~19:00
長期休業期間 : 8:00~19:00

—現在、埼玉県内を中心に18クラブ(放課後児童健全育成事業3クラブ)を運営されています。放課後児童クラブ開設のきっかけは?

塾の保護者から寄せられた「子どもが安心して過ごせる放課後の居場所がほしい」という声でした。50年にわたり学習塾を運営してきた経験を生かし、単なるあずかりにとどまらず、子どもの特性に応じた生活支援と成長支援を行う場として事業化しました。

放課後の生活支援を基盤としながら、希望する家庭に対しては学習習慣の定着も支援しています。学校・家庭に続く第三の生活の場として、安全なあずかり、生活リズムの形成、基礎的な学習習慣の確立を一体的に支援することを重視しています。

—学習習慣の定着で工夫されていることは?

過度な先取りではなく基礎の反復を重視しています。音読・書写・計算(そろばん等)といった基本的な学習活動を通じて、子どもたちが無理なく学習習慣を身につけられる環境づくりを行っています。

これらが身につくと勉強が苦ではなくなり、もっと勉強したいという子に合った理科実験=写真右=などのプラスワンレッスンといった新しいタイプの学びを取り入れたり、運動が好きな子には近くのスイミングクラブと連携して泳ぎを学んでもらったりしています。



自分で考え自走できる子を多く育てることに重点を置いたところ、放課後児童クラブにいた低学年の子どもが3、4年生になった時に自然と学習塾に移行するケースが増えました。

興味関心を起点とした活動の中で主体性が育ち、結果として学習意欲の向上につながる事例も多く見られます。

—人材確保で苦労された点は?

かつて塾を利用していた卒業生が成長後、指導補助員として関わるケースもあります。子どもたちの生活や環境を理解した人材が継続的に参画することで、地域に根差した教育的循環が生まれています。子どもたちに安心感を与えるとともに、持続可能な運営基盤の形成にも寄与しています。

—今後の課題について教えてください。

今後は、利用ニーズに対応した量的整備に加え、児童理解、安全管理、学習支援に関する専門性向上が運営の質を左右する重要な課題になると認識しています。国の制度動向についても注視しており、放課後児童健全育成事業への新たな制度適用が開始された際には、その趣旨を踏まえ速やかに対応できるように、情報収集と体制整備を進めていく方針です。安全で質の高い放課後環境を継続的に提供するため、職員研修や運営体制の充実を計画的に進めていきます。

(取材・撮影: 富安京子)



大型遊具の前で取材に応じる蝦名さん（右）と清水さん

GENKIっこクラブ

深谷市にある「GENKIっこクラブ」は、スイミングスクールに併設されている放課後児童クラブです。サンラインスポーツクラブの蝦名秀臣ゼネラルマネージャー兼ヘッドコーチとサンキッズ保育ステーションの清水あすか園長に放課後児童クラブの役割や特色などをお伺いしました。

<施設概要>

運営施設数 : 1クラブ
在籍児童数 : 37名
あずかり時間: 学校がある日 下校時刻～19:30
長期休業期間 7:30～19:30



——スポーツクラブを運営されていますが、放課後児童クラブ開設のきっかけは？

スポーツクラブ利用者からの要望で以前、1歳児から3歳児対象の認可外の幼児教室（ももぐみ）を実施していました。利用者から『小学生を預かって欲しい』との要望を受けて平成22（2010）年からクラブを開設しました。1名からのスタートでしたが、徐々に浸透してきたことで通常利用することも増えてきました。来年度（令和8年）は約10名の新1年生が入所予定です。（清水さん）

新しく住む方々も増え、共働きの世帯が多くなってきたという社会背景もあり、働く保護者のニーズに応える柔軟なサービスを提供しています。（蝦名さん）

——放課後児童クラブの活動空間はどのように確保しましたか？

施設の2階、ももぐみで使用していたスペースを学習保育室として使用しています。隣にあるスペースには、海外から取り寄せた全天候型アスレチック遊具『プライムプレイ』を設置していたので、遊びながら体力を強化できます。宿題・おやつ時間のあとに『プライムタイム』の時間を設けています。（蝦名さん）

——多彩なプログラムがありますね

音楽大学出身のスタッフが在籍していますので、『ピアノ教室』を令和3（2021）年から開講しました。週1回、年間2期（9～11月、1月～3月）3名ずつ、鍵盤になじんでもらい、自分が選んだ曲をレクリエーションで発表します。習い事のきっかけになればと体験してもらっています。（清水さん）

——健全育成で意識的にアプローチしている点は？

毎日のカリキュラムのなかで細かく子どもを見ています。『午後のカリキュラム』ではプライムプレイや遊技場を使って自由に遊び、異年齢集団のなかで思いやり、協調性を育てています。（清水さん）

——放課後児童クラブとしての使命をどう思われますか？

常に楽しく安全に過ごすことができるように。健全なからだこころの育成を考えています。保育方針は『うれしい!楽しい!おもしろい!事故もなく!ケガなく!ケンカなく!心も身体もたくましい子どもを育成します』をメインテーマにしています。（蝦名さん）

（取材・撮影：高山和久）



子どもたちが過ごすクラブ室は機能的で本も充実

鳥海学園放課後児童クラブ

JR東浦和駅からバスで約10分。国道沿いに建つ蛍光グリーン色の4階建てビルの1階に鳥海学園放課後児童クラブがあります。学校法人ならではの多彩なイベントを実施しています。放課後児童クラブを設置運営している学校法人鳥海学園の富浦裕子理事に放課後児童クラブ開設のいきさつをお伺いしました。

<施設概要>

運営施設数 : 1クラブ
在籍児童数 : 40名
あずかり時間: 学校がある日 下校時刻～19:00
長期休業期間 8:00～19:00（土曜日は16:00）



——放課後児童クラブ開設は平成16（2004）年とお聞きしました。きっかけは？

さいたま市から『放課後児童クラブをこの近辺に開きたい』と相談を受けたのがきっかけでした。放課後児童クラブがこのあたりに少なかったこともあったようです。当時、不登校のこどもの居場所を作りたいと考えていた中で、美術を学べる専門学校に加え、不登校の経験がある中学生を受け入れる高等専修学校を展開していたこともあって、その延長線上の事業としてやってみようか、ということだったと覚えています。

不登校だった子どもたちを長年みてきた経験から、幼少期の過ごし方に要因の一つがあるのではと常々思っていたのです。幼児期の体験や生活環境が大切だということです。放課後児童クラブは子どもたちの生きる力や役に立つもの、そして私たちにとても先につながるものになるだろうと思いました。

——苦勞したのはどんなところでしたか？

1階にスペースが取れたのは幸いでしたが、実際にスタートさせるとなるとトイレ一つとっても大変でした。ステップ台を取り付ければ大丈夫だとわかってホッとしました。放課後児童クラブを長年やっていっしょとこころの資料も参考にもしました。

美術専門学校では色彩や形、構図、構成などの才能を褒めて伸ばす教育をモットーにしています。つまり褒める機会が他より多くあるのが美術分野。このモットー通り、子どもたちをたくさん褒めて接していけば、幼少時の自信につながる何かが芽生えていくのではないかと、設立はそれらのチャンスの実現と捉えて前向きに取り組もうと決意を新たにしました。

——スタート時の児童数は？

最初は2人、それが4人となり、そこからのスタートでした。

——今、児童数は40人となりました。

嬉しいのは子どもたちが元気な声で『ただいま』と言ってここにやってくること。ここが本当に子どもたちの居場所、となっているのだと実感する瞬間です。ですから私たちも大きな声で『おかえり』と言って迎えています。

（取材・撮影：富安京子）

民設民営放課後児童クラブ参入検討事業者インタビュー

民設民営放課後児童クラブ事業の新規参入に取り組んでいる事業者はどのような成果を期待し、どのような問題に直面し、クリアしているのか。取組を紹介しします。



開所に向け準備が進む施設と事業責任者の橋本真吾さん

京進の学童クラブHOPPA

京都府長岡京市に令和8（2026）年4月、株式会社京進が民設民営放課後児童クラブ「京進の学童クラブHOPPA」を開設します。京都市を拠点に学習塾や保育所を運営している同社の橋本真吾学童クラブ事業部長に放課後児童クラブ参入の経緯についてお伺いしました。

<施設概要>

運営施設数：1クラブ
利用定員：50名（予定）
あずかり時間：学校がある日 下校時刻～19:00
長期休業期間：8:00～19:00

——どうして放課後児童クラブを手掛けようと思ったのですか？

学習塾と保育所を運営していますが、保育所を出た子どもたちが学習塾に通い出す小学校高学年の間に、午後は空いている塾の場所を小学生の居場所として利用できれば、という考えでスタートしました。

——放課後児童クラブの参入を考えたのはいつごろ？

令和7年3月から情報収集を始め、5月には社内に出す事業計画書をまとめました。夏には長岡京市での準備に取り掛かり、令和8年度の開所が見えてきた、という状況です。

——苦勞された点は？

放課後児童クラブについては、子どもとの関わりについてはたくさん見つかるのですが、施設の設置や運営ノウハウについてはほとんど資料がないことに困りました。民間事業者は収支の見通しをきっちり出せなければ事業計画を立てられませんが、補助金がいただけるかどうかは自治体によって異なることが困りました。施設を確保して開設するまでの家賃の負担も極力減らしたい。公募の時期と開設時期が近い方がありがたいですね。

——自治体ごとの違いが大きいと。

関西を中心に自治体に問い合わせしてきましたが、自治体の民設民営クラブの設置対応に差がありますね。

——どのような運営内容を目指していますか？

子どもたちの非認知能力向上を中心に、子どもと保護者が楽しめるプログラムを多数用意して、充実した放課後の時間を過ごせるように提案していきます。平日は子どもがクラブで楽しく過ごして週末は家族と一緒に過ごせるライフスタイル構築ができればいいですね。

（取材・撮影：萩原和也）

放課後児童健全育成事業に関する補助金

放課後児童健全育成事業は、国の「子ども・子育て支援交付金」の交付対象となります。ただし、放課後児童健全育成事業を実施すれば必ず交付されるものではなく、放課後児童健全育成事業の届出を受けた市町村が交付について判断します。その判断は市町村ごとに異なりますので留意が必要です。この補助金が得られるかどうかは民設民営放課後児童クラブの運営に極めて重大な影響を及ぼしますので、民間事業者が放課後児童クラブに新規事業参入を検討する際は、施設を設置する地域の市町村と必ず確認、相談を行ってください。

放課後児童クラブに対する主な補助金の一覧表（令和7年度）

（※常勤職員を2名以上配置する1の支援の単位で、年間250日以上開所する放課後児童クラブ。原則、月曜日から土曜日まで開所するイメージ）

項目	金額・算定方式
基本額（1支援の単位当たり年額）： 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	6,939,000円
開所日数加算額（同）	（年間開所日数－250日）×28,000円
長時間開所加算額（同）：平日分	「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円
長時間開所加算額（同）：長期休暇等分	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×324,000円
放課後児童クラブ設置促進事業（1事業所当たり年額）： 開所準備経費を含む場合	12,600,000円
放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）： 障害児受入推進事業	2,232,000円
放課後児童クラブ支援事業（同）： 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）	3,374,000円
放課後児童クラブ支援事業（同）：放課後児童クラブ送迎支援事業	581,000円（待機児童が100人未満の地域の場合）
放課後児童支援員等処遇改善等事業（同）： 家庭、学校等との連絡及び情報	1,829,000円
放課後児童支援員等処遇改善等事業（同）：「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,330,000円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（同）	1,568,000円
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（1人当たり年額）	放課後児童支援員：131,000円 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者：263,000円 概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者：394,000円
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	支援の単位ごとに11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

※最新の金額は自治体にお問い合わせください。

専門家が解説する放課後児童クラブ開設の取組のポイント



放課後児童クラブの運営に詳しい行政書士の佐久間彩子さんに、民設民営放課後児童クラブ開設に関するアドバイスや児童クラブのあり方について話を伺いました。



行政書士による開設取組ポイント

—民設民営の放課後児童クラブの設立に際して行政書士が寄与できる点は？

放課後児童クラブの運営を始める前には多数の申請書類を作成し、適切に整理して市町村に提出することが求められます。放課後児童クラブを運営していくために国の補助金の交付を受けるには、補助金の種類や補助予定額を正確に見極めたうえで、必要事項を記載した書類を作成する必要があります。

行政書士はこうした書類の作成や提出に専門性を持っており、放課後児童クラブの運営、制度面に精通している行政書士であれば、民設民営施設を開設したい民間事業者の実情に則した的確なアドバイスと支援が可能です。

—民設民営放課後児童クラブの設立は難しいですか？ 留意点は？

放課後児童健全育成事業は届出制ですから許認可申請と違って認可が下りるものではなく、要件を満たす書類が整っていれば民設民営放課後児童クラブの設立が可能です。ですが、届出前に自治体の管轄部署と丁寧に事前協議を行い、設置場所や運営方針について擦り合わせをすることが必須です。行政書士はこういった行政対応を含む『伴走型支援』が得意です。

—民設民営クラブの運営に注意が必要な点はありますか？

令和8（2026）年12月から『子ども性暴力防止法』が施行され、『日本版 DBS』が導入されます。放課後児童クラブは民間教育保育等事業者として、国の認定を受けることで日本版 DBS の対象となる認定事業者になります。

認定事業者には子どもに関わる職員の適格性確認、つまり犯罪事実確認への対応はじめ、施設内で性犯罪を起こさないために必要な安全確保措置の実施が求められます。

—どういった対応が求められますか？

単に特定性犯罪歴の確認を行うだけでなく、職場全体で性暴力を未然に防ぐ体制づくりが求められます。具体的には『児童対象性暴力等対処規程の整備』、『犯罪事実確認体制の整備』や、継続的に職員の適格性を確認する体制を整える必要があります。『早期把握・相談・調査の仕組み』や、初期対応と事実調査のプロセスを明文化し、職員が適切に対応できるようにしておくことも重要です。

『情報管理規程の策定』や職員研修の実施においては継続的な研修を行うことが推奨されます。これらは国が示しているガイドラインに基づく重要な措置であり、単なる制度対応にとどまらず、信頼される事業運営の基盤となるものです。これら日本版 DBS への対応や手続きに関しては、行政書士が事業者を支援できる場面が多くあります。

—行政書士が放課後児童クラブで関われることはあまり知られていませんね。

放課後児童クラブは単なるこどもの預かりの場ではなく、こどもの成長を支える場所として健全育成事業の質の向上が求められます。行政書士は事業運営に関して生じる様々な疑問や課題に伴走支援が可能ですし、事業運営に関する様々な規定の作成にも関わることができます。ICT（※1）の導入や生成 AI（※2）の活用についても専門の行政書士がいるので、長期的なこどもたちの健全育成の援助と支援に役立つと考えています。

※1 Information and Communication Technology = 情報通信技術

※2 Artificial Intelligence = 人工知能



プロフィール：佐久間彩子（さくま あやこ）
行政書士。令和6（2024）年度行政書士試験合格、同7（2025）年4月に行政書士として登録・開業。放課後児童クラブとは運営と利用の双方で関わりを持つ。イオリツ行政書士事務所代表。

社会保険労務士による開設取組ポイント



放課後児童クラブは、労務管理が重要となってきます。例えば、長期休業中と学校休業日で開所時間に大きな差があり職員の労働時間の管理が難しいからです。放課後児童クラブに詳しい特定社会保険労務士の藤原依美さんに、民設民営放課後児童クラブに必要なポイントをお聞きしました。



—民設民営の放課後児童クラブではどのような働き方が効果的ですか？

『1年単位の变形労働時間制』や『フレックスタイム制』が効果的です。長期休業中と学校休業日の繁閑差を調整することで、残業の適正化や職員のワークライフバランス向上が図れ、人材の定着・確保に寄与します。なお、導入には、労使協定等の手続きが必要です。

—事業者に求められる配慮はありますか？

まずは労災保険への適切な加入です。正職員やパートといった区分に関係なく、一人でも雇用すれば加入義務が生じます。子どもと遊ぶ際の不測のけがや事故から職員を守り、安心して働ける土台を築くことは、安定経営の第一歩となります。

—職員を雇用する際に留意する点は何ですか？

『労働条件通知書』の確実な交付です。全職員への交付が法律で義務付けられており、トラブル防止に直結します。また今後は『日本版 DBS』への対応など、子どもと職員の双方が安全に過ごせる環境づくりも求められます。



——放課後児童クラブは比較的、シニア層が多く従事しています。高齢者の雇用で留意すべき点は何でしょうか？

豊かな経験を持つ高齢者は貴重な戦力です。得意分野を活かした役割分担は、本人の意欲が高まり定着率向上に繋がります。安全確保の観点から、持病や体力の状況を把握するとともに、現代の安全基準を共有する研修を実施することも重要です。さらに万一に備えて労災保険の手続きを徹底してください。『スタッフ心得』のようなマニュアルを整え、みんなが安心して過ごせる環境づくりを心掛けたいものです。

——職員がダブルワークを希望する場合に事業者が留意すべき点は何でしょうか？

副業は原則として認められますが、過労防止の管理が重要です。労働時間は他社分と通算し、法定時間を超える場合はクラブ側で割増賃金の支払いが必要になります。社会保険は主な賃金を受ける事業所へ加入するため、事前確認が不可欠です。休憩時間はクラブの勤務時間で判断しますが、疲労は通算勤務によって生じるため、安全配慮も求められます。

あわせて守秘義務についても再確認しておきましょう。こうした状況を適切に把握するため、副業は『届け出制』とし、事前確認の仕組みを整えておくことが望まれます。制度設計や運用に不明点がある場合は、専門家である社会保険労務士へ相談することをお勧めします。

プロフィール：藤原 依美（ふじわら えみ）
特定社会保険労務士・社会福祉士。埼玉県内の放課後児童
クラブの利用経験を有する。
tombo社会保険労務士事務所代表。



プラス1

放課後児童クラブと各専門家

職種	主な業務内容
弁護士	法律問題全般。法務顧問として。
司法書士	少額訴訟等。法務顧問として。
税理士	会計業務の外注。
社会保険労務士	給与計算、社会保険手続き、労務管理顧問など。
行政書士	日本版 DBS 制度導入支援、設立時書類作成及び支援。



民設民営放課後児童クラブの事業展開で期待できるメリットとまとめ



安定した事業継続のためには「総合的な取り組み」と「経験値の積み重ね」を重視しましょう。民間事業者の放課後児童クラブ参入の強みは、質の高い育成支援と子育て支援にこそ存在します。



Point!

放課後児童クラブ運営による本業への「相乗効果」に期待

安定した事業継続の実現

まずは「放課後児童クラブを含んだ事業体」で総合的な事業継続を確実にする施策を実施することがおすすめです。こどもに関連する事業をすでに実施している民間事業者であれば、本スタートブックで紹介した事業者のように学習塾やスイミングスクールなどの本業と密に連携することで放課後児童クラブ事業の安定が可能となるでしょう。本業がこども関連ではない全くの異業種からの参入の場合は、安定して放課後児童クラブ事業を継続できるための経験値を積み重ねていくことを最優先とすべきでしょう。放課後児童クラブ事業を安定して継続するために比較的短期間のうちに複数の支援の単位を開設することも選択肢の1つです。限られたエリアに複数の施設を設置することで必要な職員の確保や配置の柔軟性が担保でき、事業の安定につながる可能性があります。

社会貢献への評価と企業価値向上の期待

地域社会に「根付く」ことができるのが放課後児童クラブ事業の持ち味です。また、保護者や行政の求めに応じて放課後児童クラブの運営を始めることで地域や子育て世帯への支援にもつながります。「社会公益に資する放課後児童クラブを運営している」という評価が地域社会に広がることで事業者の存在感が増すことになるでしょう。

民間事業者による放課後児童クラブ事業の「強み」

放課後児童クラブは、こどもの健全育成を行うことで保護者の就労等、社会活動を支える重要な社会的インフラです。民間事業者が放課後児童クラブ事業に参入して質の高い育成支援を実施し、保護者の子育て生活を支えることで得られる評価がまさに「強み」となります。単に目先の収益アップにとらわれすぎではなく、こどもの育ちと子育て世帯を支え続けていくという視野を持っての参入があって初めてその強みは実現できることでしょう。「こどもと保護者に寄り添ってくれる」という評価が地域に根付いた放課後児童クラブでは多額の広告費を投入せずとも事業継続が可能となっています。こどもと保護者を支え、地域社会に貢献するという事業目標に価値があり、民間事業者にとって得難い強みを手にできる可能性が広がるでしょう。

県内各市町村の放課後児童クラブ担当課連絡先一覧

自治体にお問い合わせの際は、ホームページをご確認の上、「お問い合わせフォーム」がある場合はそちらをご利用ください。

(50音順)

市町村名	担当課	住所	電話
上尾市	青少年課	上尾市上町2-14-19 青少年センター内	048-776-2488
朝霞市	保育課	朝霞市本町1-1-1	048-463-6720
伊奈町	子育て支援課	伊奈町中央四丁目355番地	048-721-2111
入間市	青少年課	入間市豊岡1-16-1	04-2964-1111
小鹿野町	こども課	小鹿野町小鹿野89番地	0494-75-4101
小川町	学校教育課	小川町大字大塚55	0493-72-1221
桶川市	保育課	桶川市泉一丁目3番28号	048-788-4948
越生町	子育て支援課	越生町大字越生900番地2	049-292-3121
春日部市	こども育成課	春日部市中央七丁目2番地1	048-739-6836
加須市	こども保育課	加須市三俣二丁目1番地1	0480-62-1111
神川町	町民福祉課	神川町大字植竹909	0495-77-2112
上里町	子育て共生課	上里町大字七本木5518	0495-35-1236
川口市	青少年対策室	川口市青木2-1-1	048-258-1115
川越市	こども育成課	川越市元町1丁目3番地1	049-224-5724
川島町	教育総務課	川島町大字下八ツ林870番地1	049-299-1730
北本市	子育て支援課	北本市本町1-111	048-511-7702
行田市	子ども未来課	行田市本丸2番5号	048-556-1111
久喜市	こども育成課	久喜市下早見85番地の3	0480-22-1111
熊谷市	保育課	熊谷市宮町二丁目47番地1	048-524-1131
鴻巣市	こども応援課	鴻巣市中央1-1	048-541-1321
越谷市	青少年課	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号	048-963-9158
さいたま市	放課後児童課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	048-829-1717
坂戸市	保育課	坂戸市千代田1-1-1	049-283-1331
幸手市	こども支援課	幸手市大字天神島1030-1	0480-42-8454
狭山市	青少年課	狭山市入間川1丁目23番5号	04-2941-4316
志木市	保育課	志木市中宗岡1丁目1番1号	048-473-1764
白岡市	こども保育課	白岡市千駄野445番地	0480-31-9096
杉戸町	教育総務課	杉戸町清地2-9-29	0480-33-1111
草加市	こども青少年課	草加市高砂一丁目1番1号	048-922-1448
秩父市	学校教育課	秩父市熊木町8番15号	0494-25-5228

市町村名	担当課	住所	電話
鶴ヶ島市	こども支援課	鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1	049-271-1111
ときがわ町	福祉課	ときがわ町大字玉川2490番地	0493-65-0813
所沢市	青少年課	所沢市並木一丁目1番地の1	04-2998-9103
戸田市	児童青少年課	戸田市上戸田1丁目18番1号	048-441-1800
長瀨町	健康こども課	長瀨町大字本野上1035番地1	0494-66-3111
滑川町	福祉課	滑川町大字福田750-1	0493-56-2056
新座市	保育課	新座市野火止一丁目1番1号	048-423-2735
蓮田市	保育課	蓮田市大字黒浜2799番地1	048-768-3111
鳩山町	町民健康課	鳩山町大字大豆戸184番地16	049-277-7527
羽生市	児童保育課	羽生市東6丁目15番地	048-561-1121
飯能市	こども施設課	飯能市大字双柳1番地の1	042-973-2111
東秩父村	住民福祉課	東秩父村大字御堂634	0493-82-1226
東松山市	保育課	東松山市松葉町1-1-58	0493-21-1407
日高市	子育て応援課	日高市大字南平沢1020番地	042-989-2111
深谷市	保育課	深谷市仲町11-1	048-574-8648
富士見市	保育課	富士見市大字鶴馬1800-1	049-252-7136
ふじみ野市	子育て支援課	ふじみ野市福岡1-1-1	049-262-9033
本庄市	子育て支援課	本庄市本庄3丁目5番3号	0495-25-1130
松伏町	すこやか子育て課	松伏町大字松伏2424番地	048-991-1876
三郷市	教育総務課	三郷市花和田648番地1	048-930-7755
美里町	こども未来課	美里町大字木部323番地1	0495-76-2277
皆野町	健康こども課	皆野町大字皆野1420-1	0494-62-1288
宮代町	子育て支援課	宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111
三芳町	こども支援課	三芳町大字藤久保1100番地1	049-258-0019
毛呂山町	子ども課	毛呂山町中央2丁目1番地	049-295-2112
八潮市	教育総務課	八潮市中央一丁目2番地1	048-996-4281
横瀬町	横瀬児童館	横瀬町大字横瀬4377-1	0494-22-2072
吉川市	保育幼稚園課	吉川市きよみ野一丁目1番地	048-940-0552
吉見町	子育て支援課	吉見町大字下細谷411	0493-63-5014
寄居町	子育て支援課	寄居町大字寄居1180-1	048-581-2121
嵐山町	福祉課	嵐山町大字杉山1030番地1	0493-62-0716
和光市	保育施設課	和光市広沢1-5	048-424-9131
蕨市	子ども未来課	蕨市中央5丁目14番15号	048-433-7758

令和8年3月現在



本冊子はこども家庭庁が実施する「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」により作成しています。

発行 埼玉県

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県福祉部こども支援課 TEL：048-830-3322

初版 令和8年3月